

平成 21 年度 第 2 回まちづくり政策審議会 議事要旨

日 時：平成 22 年 1 月 6 日（水）13：30～15：00

場 所：兵庫県民会館 10 階 福の間

出席委員：14 名

諮 問：「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて

議 事：(1) 福祉のまちづくり条例改正等に向けた基本的な考え方について
(2) 福祉のまちづくり検討小委員会の設置について

会議の概要

諮問文及び議事について、事務局による資料説明の後、各委員による意見交換が行われた。

事務局案による福祉のまちづくり検討小委員会の設置が了承され、今後小委員会において諮問事項の具体的な調査審議を進めることとなった。

主な意見は次のとおり。

- ・ 条例の理念や目標は、どうやってそれを実現するのかという計画と両輪でなければいけない。必要な予算措置など県として施策の実現化についても検討していただきたい。
- ・ ユニバーサル社会づくりを否定する人はいないはずだが、安全・安心して暮らすという価値観を利用者の立場から考えると、やり方によってはすべてが良いことづくめとは言えない。理念や考え方の後についてくる具体的な課題をよく整理すべきである。
- ・ 適合義務化する範囲については、慎重な検討を要する。例えば、二、三十代の若い世代が入居する賃貸の共同住宅で、バリアフリー化が現実に必要なのか。バリアフリー化が結果としてコストプッシュにつながり、家賃の面で住みにくい環境ができてしまうことも考えられるので、特に留意していただきたい。
- ・ バリアフリー政策では、ハードの整備基準を決めて、それで終わりになっているというのが現状では。利用者側からすれば施設が整備されているかどうかより、きちんとその施設を利用できるかどうかの問題である。整備基準さえクリアすれば「後はどうでもいい」とならないようにしないといけない。
- ・ 利用者が手に入れたい情報としては、ここには段差がありませんといったバリアフリー化情報より、できないことを知らせてほしいということがある。そういうことを考えると、現在のバリアフリーの法制は、整備基準を決めるということに重きが置かれすぎのような気がする。バリアフリーというのは、施設の整備だけではなく、いろいろな取り組みを総合して継続的にスパイラルアップしていくということが大事である。
- ・ 条例の考え方としては、例えば、特定施設の管理者の責務として、施設を整備するだけでなく、施設が提供する機能に対し、誰もが機会均等に機能が享受できるような運営計画をつくり、取り組みを継続的に見直し、より使いやすくスパイラルアップしていくというこ

とを県の条例として定義すべきである。国の法律で施設整備の最低基準については定めているので、県独自の取り組みとしては、整備の基準をさらに厳しく締め上げていくということだけではなく、ソフトからの取り組みも誘導すべきである。

- ・施設整備ができない場合は、ソフトによる対応を施設管理者が考えるという条例にしたほうがよいのでは。例えば、グループホームの場合、中小零細事業者が経営しているところも多く、施設整備に対応できない場合も多い。しかし、施設職員が常駐しているので、施設に不具合があれば、職員の手でケアされているはず。
- ・条例の理念と具体的な実現施策というのは、やはりある程度同一線上に見えてこない、あきらめにつながってしまう。自宅をバリアフリー化するにも、どこに頼めばよいかも分からない。どこに行けば相談に乗ってもらえるか、具体的実現に向けてのアドバイスが簡単に受けられる仕組みも必要である。
- ・目標を定めて計画をつくり、バリアフリー化を進める場合、計画が達成されるまでの未整備の状態をどうやってうまく使いこなしていくかという視点を忘れがちになる。目標達成も重要だが、みんなで使いこなして便利にしていこうという発想のもとに、途中をどうするかという組み立てがないと「仕方がないからあきらめてください」というのと一緒である。先進的の兵庫県としては両面で是非やってほしい
- ・理念や理想と現実の施策とは別であるが、それを一緒に考えていくことは可能である。あるべき姿というものをまず示し、物理的にカバーできることとできないことがあるので、カバーできない部分をともし支えあう社会ということとやっていかなければいけない。条例を守る、守らないというのはモラルの問題もあるが、せっかくの条例が絵に描いた餅にならないようにする必要がある。
- ・多世代居住が高齢化の課題をかなりカバーできるのと同様、まちづくりについてもソフトの部分、人の部分で多くの課題がカバーできると思う。本日の資料の中では生活者視点ということや、条例への参画システムの導入が記載されているが、こうしたソフト面からの改正がなされたらと思う。
- ・手段が目標にならないような条例をつくるべき。それには現場でいろいろな障害者の方の支援とか研究をされている方から、きちんと意見を頂戴して、手段が目的に合っているのかということを検証しながら議論を進めていきたい。
- ・手段としてのハードの目標を設定すること以上に、運用、ソフトウェアが重要である。バリアフリー、ユニバーサルについても、物理的な基準を達成することより、性能としてすべての人に使いやすい施設整備を誘導する条例を検討していければと思う。
- ・条例が目指すその先はやはり Quality of Life が目標としてあると思う。基準をつくってそれを守るというだけではなく、豊かな人生を送るための社会資本をつくるという理念を掲げつつ、一方運用面では、ハード一辺倒ではなく、人生としてそれが機能するような、そういう条例の議論を進めていきたい。